

「政治情勢の展望と時の話題の検証」

はじめに

前回の二水会で今までの講演方式を改め討論形式にすることを提案し茶話会形式のような形が取れないかと考えてみた。しかし開会時間が18時と食事の時間と重なり、それを省くことは難しいので、講演主体のものから「時の話題」を取り上げ討論形式とし、気楽な話し合いを主にすることとした。

茶話会形式といえば「ティーパーティー」を想起するが、この運動はいわゆる茶話会ではなく2009年から始まったアメリカにおける保守派のポピュリスト運動である。

オバマ政権の自動車産業や金融機関への救済に対する反対、さらには景気刺激策や医療保険制度改革（オバマケア）における「大きな政府」路線に対する抗議を中心とする運動であった。反オバマ運動としての右派の側面もあり、2010年11月の中間選挙で共和党大躍進の原動力となった。

「Tea Party」という名称の由来は、1773年のボストン茶会事件「Boston Tea Party」に由来するものである。アメリカは1776年に独立するが、それまではイギリスの植民地として高い税金に苦しんでいた。それに反発したアメリカ人がイギリスの船に積まれた大量のお茶をボストン湾に放り込み高課税に反対して起こした暴動である。同時に「Tea」は「もう税金はたくさんだ」という意味を持っているとされている。即ち、「Tea」はTaxed Enough Alreadyの頭字語で「Party」は英語で政党を意味するが、政党ではなく政治運動であった。英語の頭文字をとったと言われているが、どうも後からこじつけた感じがしなくもない。現代のティーパーティーは、課税反対は象徴的意味しか持たず、実態は、総じて税金の無駄遣いを批判して「小さな政府」を推進しようという運動で、「アメリカ人の中核的価値への回帰」を訴える保守系独立政治勢力であると言われている。

今回の二水会は「茶話会」ではなく、従来より気楽な政治談議をする会として話を進めることにしたい。

最近顕著になった政治の傾向

細谷雄一（慶応教授）が10月16日の読売新聞『地球を読む』で、「政治は誠実か」と題して、政治家が自らの正義を実現するために堂々と虚偽を語るようになったと説いていた。「広がる「虚偽」で世論誘導」の事例は世界的に蔓延している。その象徴的な事案はイギリスにおけるEUからの離脱を問いかけた国民投票であった。

イギリス独立党のファラージ党首は熱心な離脱派で、彼が選挙中にイギリスのEU諸国に対する拠出金が週に3億5000万ポンド(約450億)に達すると主張していた。

こんな費用を福祉に回すべきだとする主張に共感し離脱賛成に投票した国民は多

かった。ところが選挙後のテレビ番組でファラージ党首はEUから英国に分配される補助金などを差し引くと拠出金は週に1億ポンド余りであると、あっさりとして誤りを認めた。結果的には虚偽発言であり、この演説による選挙への影響は大きかった。

EU離脱を問う国民投票の選挙結果に対する英国国民の大半は、よもやEU離脱が可決されるとは思わなかったようで大騒ぎになり選挙のやり直しを云々する動きすらあった。当時のキャメロン首相自身も離脱派が勝利することはないと思込んでおり、結果的には首相の軽率な判断ミスだとされ選挙後彼は首相の座を辞任せざるを得なかった。

国民投票という選挙結果が「虚偽の誘導」によって国家を揺るがしかねない問題を引き起こしたことは「選挙によってもたらされた結果」が本当に正しいのかを考えさせられる大きな論点であった。

これほど大きな問題ではないが、大阪市における都構想への転換をめぐる住民投票が行われた。都構想への移管は僅差で否決されたが維新の党は再度住民投票を実施しようとする姿勢を崩していない。都構想移転による経済的メリットについて橋下は過大な数字を掲げていた。あの当時、複数の有識者がこの数字を検証し批判的な発言をしていたが、橋下の抜群の発信力がこれらを蹴散らすほどの勢いであった。

このケースも、イギリスの場合を含めマスコミがこの誤りを指摘できなかったことも大きな問題である。内外を問わずマスコミのミスリードが大きな社会問題化している現実は放置できない。所詮マスコミもこの程度のものなのだ。

集団的自衛権をめぐる論戦にみる虚偽の誘導

昨年の安保法制をめぐる議論の中で民主党（現・民進党）の執行部は根拠を示さず「いつかは徴兵制？募る不安」と記入したパンフレットを配布しようとしていた。冊子の中で徴兵制の導入は可能であって、その導入は否定できないと語られていた。国民の不安を煽る戦略は建設的な政策論争を自ら放棄する戦術としか言いようがない。

不誠実な執行部の方針に民主党の良識派が怒りの声を示したことは記憶に新しい。民主政治はこれからどこに向かうのか。政治が国民の信頼を失い、真実が傷つく時代が到来している感じがしてならない。（読売10/16「地球を読む」を引用）

最近の中国や韓国など近隣諸国の動きで強く感じることは、「虚偽の世論誘導」を超越した動きである。これらの国では「平然と嘘を主張し続ける文化」が存在することである。領土問題然り、慰安婦問題、南京虐殺問題など歴史的事実を平然と捻じ曲げる態度にどんな対応をすればよいのかを真剣に検討する必要がある。

マスコミが自虐史観をもとにこれらの諸国に追従する動きがあったことがようやく指弾されるようになり新聞社の信頼が大幅に損なわれたことは当然の結果である。

我が国の選挙結果がマスコミの虚偽の情報によって捻じ曲げられているとは言わないが、選挙を戦う当事者が短絡的なワンフレーズで選挙民に訴えかけることは、僅かな事実が過大に喧伝されることにより選挙民をたぶらかす結果になる事がしばしばある。

最近の選挙を通じて感じること

おおさか維新の会の衰えない躍進をどう見るかには諸説あるが、小泉政権時代から多用されるようになったワンフレーズでの言い切り型の選挙戦術は、今なお説得力を持っている。

橋下の時代から今日に至るまで、維新の選挙における常套句は「身を切る改革」である。公務員給与を一律カットするという主張は選挙民には受け入れられやすい響きを持つ。しかし、議員報酬はまだしも、その数が多い教職員や警察官の給与を一律にカットすることは本当に正しいと言えるのだろうか。消防職員などもそうだが身の危険を顧みずに現場で奮闘する職員が報われるのだろうか。地方行政でも問題であるが、今や国政に大きな影響力を持つ日本維新の会がこれを言うことは自衛隊員の給与を含めることとなり緊迫する国際情勢の中でこれでは自衛官になるものがいなくなるだろう。議員と同一視して一律カットが単純に正しいと言えるのだろうか。この発言の裏には「公務員は働かない」とか「数が多すぎるが首を切れない」などという固定観念が蔓延していることがある。この既成概念を巧みに利用して選挙の時にこれを「改革」と断定する発言はポピュリズムそのものではないのか。

これらを「虚偽発言」とは言わないが、こんな風評に等しい発言が蔓延していることは決して正しい選挙結果を招来しないだろう。

少し話題が古いが先の統一地方選挙で維新の会を名乗るだけで高位当選するケースが随所でみられたが、これなどは政策とはかけ離れた根拠のない選挙戦略であり空恐ろしい「虚偽による誘導」としか言いようがない。

兵庫県会議員であった野々村竜太郎の政策活動費を巡るふざけた話は、維新の会とは関係がないのに維新を名乗り当選をしたことなどはその典型的な例であり、上西百合子衆議院議員なども維新の会を除名されたが同じケースである。例を挙げたら枚挙にいとまがないが風評による選挙結果がどんな問題を生んでいるかを選挙民は真剣に考えてみる必要がある。これほどの問題を生んでいながら、今なお維新流の選挙戦略がまかり通ることを選挙民は真剣に考えねばならない。同時にこんな戦略を打ち破る方策を見いだせない他の政党の無作為を指摘せざるを得ない。

選挙結果の検証と面白い論戦

衛星都市の首長選挙でも維新の会は根強い支持を得ているが、選挙区が大きくなるほど維新が強い傾向がある。従って町村長選挙ではそれ程強くはないのに熊取町長選挙では公認候補が当選した。11月30日に施行された河内長野市の市長選挙でも現職を破り維新の会の推薦候補が当選した。

ところが、10月と11月に施行された豊能町、能勢町の町長選挙では両方とも自民推薦が当選した。両町ともダイオキシンをめぐる問題が争点になり、選挙後もこの問題をめぐる今後の対応が議論されている。この問題については後程の討論形式の会でも検証することにするが、この選挙の勝因は何だったのか、一説には「ダイオキシン汚染土の完全無害化」を言い切る虚偽の発言をしたからだとして維新側は主張している。

維新に言わせれば完全無害化など絶対に不可能だというのだが、この言い方にも問題がある。討論をするには恰好の問題点だ。

大阪府下でこれ程の選挙が行われているのをご存知だろうか

昨年の暮れから今年施行された選挙は次の通りである。

知事及び市長選挙

東大阪市	平成 27 年 10 月	現職 3 選
大阪府知事	平成 27 年 11 月	維新
大阪市長	平成 27 年 12 月	維新
池田市	平成 27 年 12 月	？
茨木市	平成 28 年 4 月	？
大東市	平成 28 年 5 月	現職再選
守口市	平成 28 年 7 月	維新
河内長野市	平成 28 年 8 月	現職を破り無所属新人が当選
箕面市	平成 28 年 8 月	現職再選
羽曳野市	平成 28 年 10 月	現職 4 選
摂津市	平成 28 年 10 月	現職 4 選
阪南市	平成 28 年 11 月	現職を破り維新が当選

町村長選挙

田尻町	平成 27 年 11 月	現職及び自民推薦が敗れ無所属が当選
熊取町	平成 28 年 1 月	維新公認
千早赤阪村	平成 28 年 7 月	現職 4 選
豊能町	平成 28 年 10 月	自民推薦が当選
能勢町	平成 28 年 10 月	自民推薦が当選
忠岡町	平成 28 年 10 月	無投票

豊能町と能勢町の町長選挙の結果に関して 28 年 10 月 25 日の衆議院の総務委員会で地元選出議員同士の論戦に面白いものがあった。双方とも自民対維新の対決であったが双方とも自民党が制した。論戦のあらまはダイオキシンをめぐる話で自民党が「完全無害化」を訴えていたが、完全無害化などあり得ないと国会の総務委員会で維新側は主張していた。さらに論点はこの処理をめぐる特別交付金をめぐる見解についても意見が交わされていたが、論戦は議論の顛末がハッキリしない消化不良のまま時間切れとなっていた。これらのニュースは **Y o u T u b e** で放映されているのでぜひ視聴されることをお勧めしたい。

いろんな論戦が交わされていたが、この機会に身近な地域で起きたダイオキシンに関する問題と、今話題の地方議員の政務活動費について理解を深めるために討論形式で議論を深めたい。

(文中敬称略)

~~~~~

## 討論のための基礎資料

### (1) ダイオキシンとは何か

「ダイオキシン」はもともと自然界には存在しない有毒物質で、人間が作り得る最高の毒性を持つものである。ゴミの焼却や化学薬品の意図しない副生成物として生じるものである。

社会問題化したのは、豊能町と能勢町が管理するゴミ焼却施設「豊能美化センター」のゴミ焼却炉から大量に発生したからである。発生原因はごみ焼却時点での不完全燃焼によって発生するものと断定された。

日本全国でゴミの排出量は5千30万トン（平成10年時点）とされそのうち74%の3.800万トンを焼却処分し、残りは資源再利用に使ったり、そのまま埋め立て処分されている。全国には1.854の焼却場がある。この処理方式は世界的に最大の規模である。こんな状況の中でゴミ焼却過程からおおよそ90%のダイオキシンが発生している。焼却処分することですべてが解決するものではない厳粛な事実を知る必要がある。

因みに世界各国の処理状況は、アメリカは20億700万トンのゴミの16%を、わずか148しかない焼却場で焼却処分している。ドイツは4.350万トンで25%を焼却している。焼却施設数は53施設。国柄が違うので単純比較はできないがカナダは施設そのものが17しかない。

### 論点整理

- ・ ゴミ焼却はどこが担うのか
- ・ なぜ豊能美化センターで大量のダイオキシンが発生したのか
- ・ どうすればダイオキシンの発生を抑えられるのか
- ・ ダイオキシンは水に溶けない
- ・ 熱に強く、750度以上でないと分解しない
- ・ ゴミ焼却方の一つである溶融方式とはどんな方式か
- ・ 行政上のシステム上の問題点とは何か

環境基準としての許容範囲1ナノとはどんな数値か

1ナノとは10億分の1グラム

1ピコグラムとは1兆分の1グラム

焼却場に隣接する調整池底地には23.000ピコの汚染土がある。

豊能美化センターは80ナノを超えていた。

大気0.1ナノ、この基準に達しない炉は休止・廃炉とされた。

### 無害化のための溶融とは

ゴミを 1600～2000 度で燃焼させると残渣がガラス状に溶解される。これを溶融という。

溶融により、減容化、無害化、再資源化が図れる。残渣や灰は溶融炉内で高温になり液状化し、出滓口から排出された後、冷却され溶融スラグとなる。

## (2) 政務活動費とは

政務活動費の制度は平成 12 年お地方自治法の改正により「調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」と定められた。平成 25 年 3 月 1 日施行の地方自治法の一部改正により、名称が「政務活動費」に変更された。

### 《必要性・妥当性の原則》

- ・不正に関する課題や問題点に関する調査研究その他の活動であること。
- ・府政の監視機関である議会の役割に則した調査研究その他の活動であること。
- ・住民意思を実現させる政策形成に寄与する調査研究その他の活動であること。

### 《証拠主義の原則》

- ・政務活動を裏付ける客観的な証拠があること。
- ・政務活動の内容が説明できること。
- ・会計帳簿及び支出の証拠書類が保管されていること。

### 交付される金額

- ・会派に交付される額 59 万円から会派が定める所属議員に対する額を減じた額
- ・議員に交付される額 会派として必要な額を減じた額  
会派に所属しない議員は 49 万円

会派・議員は交付を受けた金額に残余がある場合は返還しなければならない。

### 政務活動費を充当してはならないもの

- ・公選法に抵触する事項
- ・政党活動への支出
- ・選挙活動への支出
- ・後援会活動への支出
- ・私的経費への支出
- ・自己物件および生計を一にしている（親族 6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族）の所有物件の使用料。
- ・生計を一にしている親族を雇用するには雇用実態が客観的に確認できる証拠書類を適切に整理し給与支払報告書の写しを添付し報告しなければならない。

~~~~~

平成 28 年 11 月 9 日

松 室 猛